

高浜差し止め異議審

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働を差し止めた福井地裁の仮処分決定を不服として関電が申し立てた異議に対し、福井地裁は二十四日に決定を通知すると決めた。―関連の⑩面（高橋雅人）

大飯仮処分も同時に

地裁が十五日に住民側、関電の双方に連絡した。異議が認められなければ、関電は再稼働できない状態が続く。異議が認められた場合、仮処分は効力を失い、再稼働が可能になる。

同原発は二月に原子力規制委員会の新規制基準に適合。今月三日に地元の高浜町長が同意し、県議会も十七日に再稼働に賛成する決議案を可決する見通し。その後、西川一誠知事が最終

知事判断

「別の事柄」

関西電力高浜原発3、4号機の運転を差し止める福井地裁の仮処分に対する異議審の決定日が二十四日に決まったことを受け、西川一誠知事は十五日、決定より前に同意判断する可能性について、報道陣に「事柄が別だから、あります」と述べた。

西川知事は異議審決定日が同意判断時期に与える影響について「先とか後とかは関係ない。別だ」とも述べた。決定日より後になる可能性は「知らない」、決定日と同時

の可能性を聞かれると「待つているわけじゃない」と語った。

これに先立つ県議会予算決算特別委員会では、笹岡一彦委員（自民党県政会）が「行政判断が司法判断を待つては三権分立の健全性とバランスが保たれない」と考えを問うと、西川知事は「司法とわれわれの判断は別の次元、事柄。県がなすべき事項は（司法の）手続きと関わりなく、進められるべきもの」と述べた。（西尾述志）

判断する。

仮処分は県内や京都府などの住民ら九人が運転差し止めを求めて申し立て、福井地裁が四月、「現実的で切迫した危険がある」とし

て再稼働を認めない決定を出した。その後、関電が同地裁に異議を申し立て、十一月十三日に審理が終結。林潤裁判長は「必要かつ十分な立証が尽くされた」と

述べていた。

地裁は、住民側が関電大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めた仮処分の決定も、二十四日に併せて通知する。

12/16
D/S